



平成 30 年 10 月 30 日

日本税理士会連合会
会長 神津 信一 殿

全国青年税理士連盟
会長 前田 信哉
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8
代々木第 10 下田ビル 7 下
電話 03-3354-4162



「消費税率引上げとそれに伴う対応に関する総理発言について（会長コメント）」 に対する抗議書

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約 3,000 名の青年税理士が参加する団体です。私たちは納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしております。

さて、平成 30 年 10 月 15 日の臨時閣議において、安倍総理大臣は、消費税率を平成 31 年 10 月 1 日に現行の 8% から 10% に引き上げる方針を表明するとともに「軽減税率の実施に向けて、準備に遺漏無きよう」お願いする発言（以下、「総理発言」という）をされました。

総理発言を受け、貴殿は、平成 30 年 10 月 19 日に、消費税率引上げの意思表明を妥当であると評価するとともに、軽減税率制度について、税理士の使命を定めた税理士法第 1 条に基づき、その円滑な実施へ向け適切に対処する旨の会長コメントを、貴会ホームページに掲載しました。

税理士法第 49 条の 11 及び同条の 15 は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができることと規定しています。当該規定に基づき、貴会は、「税制改正に関する建議書」を理事会で決定し、関係省庁に対して建議を行っています。

貴会の「平成 31 年度税制改正に関する建議書」では、重要建議項目の冒頭に、「消費税における単一税率及び請求書等保存方式の維持」を挙げています。単一税率制度の維持を最も強く主張しながら、今回の会長コメントで、軽減税率制度の「円滑な実施へ向け適切に対応する」と発言したのみで、建議項目について何ら言及しなかったのは、国民に対し、あたかも貴会が軽減税率制度に賛成しているかのような誤解を与えます。これでは、理事会の決定事項を軽視し、自らの建議を反故にしたものと取られても仕方ありません。

また、日本税理士政治連盟は貴会の建議書を基に陳情活動を行うと聞いておりますが、この会長コメントを受けて、同連盟は今後、一体何を陳情するのでしょうか。今回の陳情活動では、税理士だけではなく国民の関心が高い単一税率制度の維持については触れないのでしょうか。

以上のことから、当連盟としては、今回の会長コメントに対して厳重に抗議するとともに、当該会長コメントを速やかに貴会ホームページから削除することを求めます。また、単一税率制度の維持を最後まで強く主張するため、緊急建議書を作成し、関係省庁に提出することを求めます。

以上